

166

9

013853-000-1

9-166

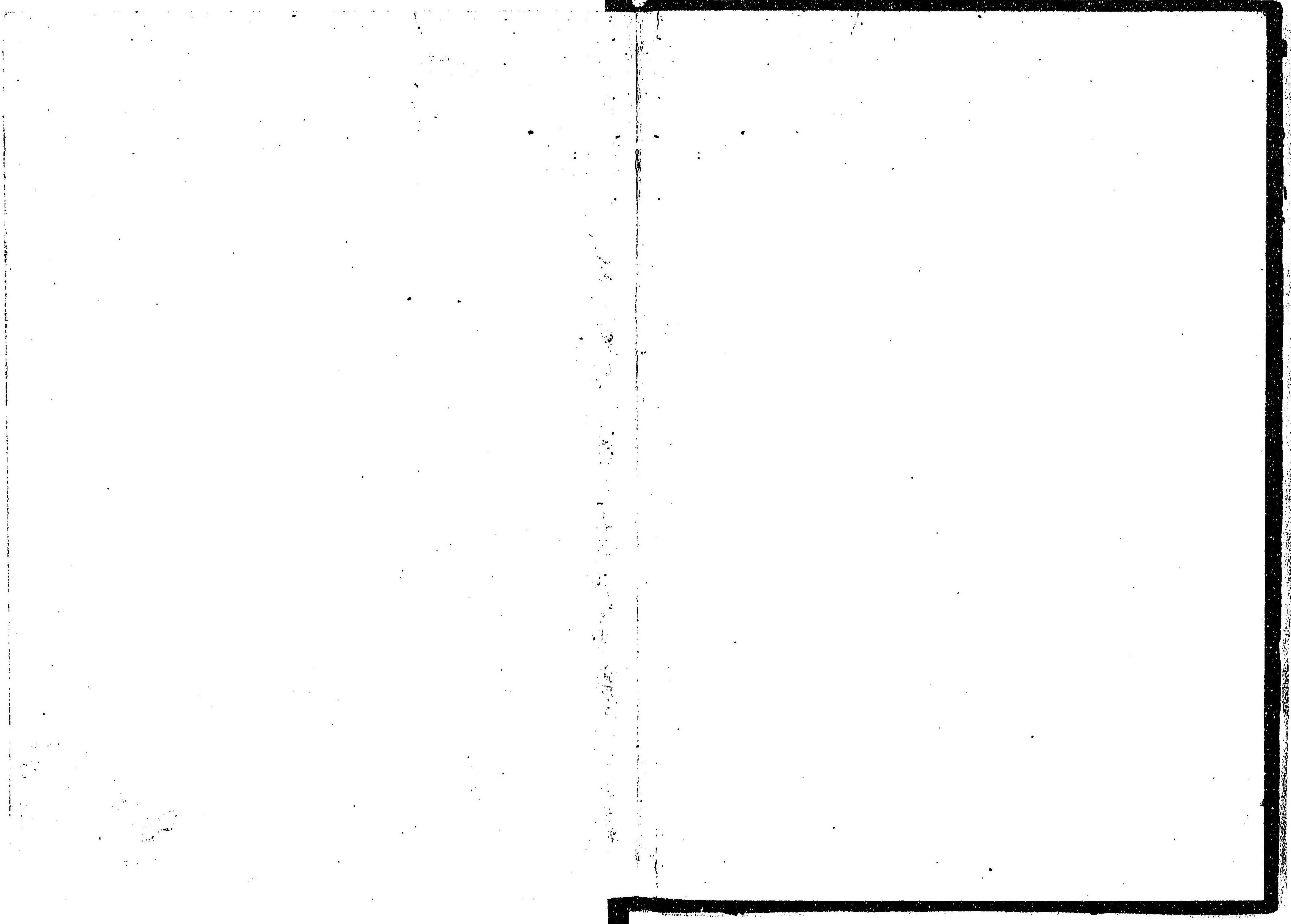
弥彦神社考

松田 秀次郎/著

M26

ABB-0068





彌彦神社考

彌彦神社宮司 松田秀次郎

我越後一の宮と稱へ奉る伊夜日子神社は崇神天皇勅して神戸を附し神殿を創建し給ひしより二千有餘年國民の崇敬するを猶一日の如し宣しく其由來を詳かにして益崇拜せざるべからず爰に古ヘより傳はれる社記あり此社記は編輯に拙なく秩序複雜して幾んど前後に迷ふの憾なきにあらず故に聊か字面を改めて前後を正し冗長なる處を削りて簡短ならしめ之を掲載して予か卑見を附記するものなり

神系

天照皇大神 天押穂耳命 天饒速日命

天香語山命

始め紀伊國に住給ふ時の名を高倉下命と申しき紀州新宮神倉ノ神是ナリ

神武

天皇始めて大和國に討入ませる時熊野の山中にて癌氣に中り
 皇軍と共に病煩ひ給ひしをり夢中に武雷大神の教のまにく
 酈靈といふ神劍を天皇に献りしかば其劍の徳によりて天皇を
 始めまつり皇軍の惱忽ち愈へたり天皇歎感淺からず是より深
 く寵給ひき後ち白檣原の大宮に即位ましゝ時大前にてアマツ
 ヒツキハヒタフラニ此詞長ケと謳ひ給ひけり此歌今モ尚神雅樂ト唱ヘ
人ニ舞ハシメ神職一同歌ナ奏ス六月十四日ノ夜童子ニ
 汝か子孫遠長に治めよと命即ち海に航して米水の浦に着給ひ
 所在の凶賊安麻背飯取九鳴など討平け國民に耕種網漁製鹽の
 業を教へ給ふ時の名を手繰彦命といふ後ち彌彦の地を撰定め
 て宮居し給ひ命及び妃熟穂屋姫命薨し給ひしかば彌彦山の高
 峯に葬まつり峯を神劍峯と名付て國の鎮護となしにけり一説

に命は孝安天皇元年二月二日に薨し給ふと言つたへり

謹て按するに社記に越の國を香語山命に賜と言へるは非なるへし上古に越といふは今の越前より出羽の中程まで總て越と稱へしにて今の越後のみを謂にあらす國造本記に崇神天皇の御代素都乃奈美留命を高志深江の國造に定給といふを見れば高志は越前以北の總稱なるにより高志深江と深江の二字を添て今の古志郡の事なるを別ちしなりけん米水の浦とは彌彦山の西今の裏濱といふ處なり往古は此邊陸地にて海中多少の島嶼ありしが堀河天皇の御宇寛治年間海嘯にて風景絶佳なる眺も忽ち海伯に奪去れて今は山足まで波打寄る浦さびしき有様とは成にけり此時沿垂郡の一部も大潮に破壊せられ僅かに今の沿垂より加治迄の地を殘して餘ば

皆洋々たる海面とそなりにける蓋し崇神天皇十年始て四道將軍を置き遠夷を平らけしむ此時大彦命を越に遣はすといひ又神名帳考證といへる書に伊夜比古神社の條に今云彌彦今在櫻井村大屋彦神とあるをもて此大神を祭るに非すやなと近世いへる者あるは如何なる心得にや命は天照皇大神の曾孫にてませるが故に物の重なるを彌と稱ふる例多きによれば天照皇大神の孫にあらず曾孫なるを以て曾孫(彦は孫の)
(借字なり)といひしを知へし刈羽郡椎谷なる物部神社は香語山命に隨從玉ひて來ませしを祭れりと其社記にも見えたり實に彌彦山に並立る角田山は則ち香具田山にして大和國なる香語山を香具山とも呼なせるか如く命の御名を記念して言傳へしなり如是いはゞ彌彦も大屋彦命を記念せしものと言んか假に

其記念なりと定めんも如何せん是は後の事にて香語山命の第六嗣なる建諸隅命は崇神天皇に仕へまつりて大臣に成給ひしが此命に勅して香語山命の神殿を造らせ給へりと社記に見るそ正しかるべき大彦命を越に下し給ひしは崇神天皇の御代にして其以前より香語山命をはじめ第六嗣までの祠廟は既に此地に奉祀したるを見れば其是非判然たり始め香語山命は朝霧の立を視そなはして眞霧深朝倉氣の國と曰ひしに依り其語にゆかりて「さくらゐ郷と名付しといへりかく二三の地名を聞すら大神の垂跡は確として抹すへからず爰に六王子の陵墓の所在を示さん

天香語山命

第一嗣

「天五田根命 彌彦村地内武吳山に葬まつる武吳神社と謚す
 第二嗣 天忍男命 櫻井郷福井村船山に葬まつる船山神社また船江
 神社と謚す
 第三嗣 天戸國命 彌彦村地内水戸山に葬まつる艸薙神社と謚す
 第四嗣 建筒艸命 櫻井郷比曾村今山に葬まつる今宮神社と謚す
 第五嗣 建田背命 彌彦村地内須久留山勝谷に葬まつる勝神社と謚
 す

第六嗣

建諸隅命 彌彦神社の左に葬まつる乙子神社と謚す
 右六柱の王子は王政維新の後彌彦神社の攝社の格に定まり
 給ひぬ
 崇神天皇の御時に天社國社神戸神地を定め給ひしをり彌彦神
 社の宮殿を造らしめ神地も數百町賜はりしか後冷泉天皇の天
 喜の比より奥羽の亂賊しばく來りて侵掠を極む吾越の武人
 は神領の地内と雖も柵を置いて警衛を嚴にせしより自から其威
 を逞しくし神領は遂に武人の掠奪する所となりにけり
 謹て按ふに後冷泉天皇天喜四年陸奥國安部頼時亂を作す源
 賴義に勅して之を討しめ同五年頼時誅に伏す同帝康平五年
 安部宗任誅せらる後三條天皇延久三年奥賊亂を起す源賴俊
 討て之を平らく堀河天皇寛治二年奥人武衡家衡亂を作す同

五年源義家之を滅す同七年出羽に亂賊起る源義綱伐て之を平らく鳥羽天皇永久二年奥賊起る朝廷討て之を平らけしむ天喜四年より數へて永久二年に至れば其間五十九年の久しき奥賊の與類越後に亂入して人民を苦しむるを知べし加ふるに土着の豪族自から武士と稱し郷曲を制する者あり此時社領の土地を押領せられしは推て知べきなり

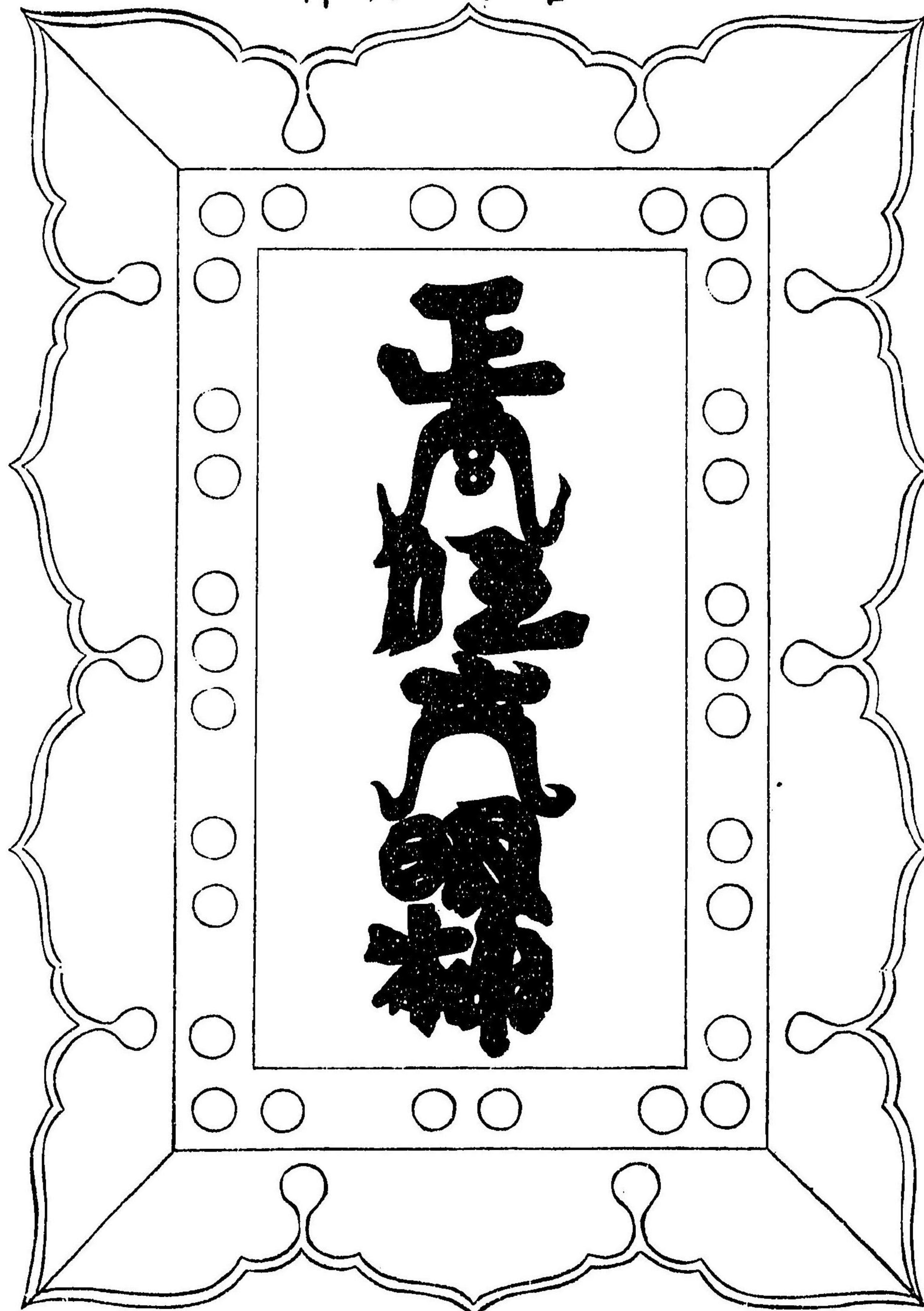
天武天皇白鳳五年八月詔に因て祓殿を造り本國々司郡司を始り中戸以上の家に大祓の大麻を配付せり是を彌彦神社の大麻配付の始とす

按するに天武天皇白鳳四年八月大風あり十一月地大に震ひ五年五穀みのらす百姓飢乏せり故を以て諸大社に詔して大祓の大麻を毎戸に配り祭らしめて厄を攘ひ豊年を祈らしめ同しき天皇の十年詔りありて大祓の神事を行なひ國中細民に至まで毎戸に大麻を配付す是より年々因襲とばなりにけり接ふに帝の九年六月灰を降すあり八月大風大水あり此異事あるを以て年凶歉あらんことを憂ひ給ひて此神事を行なはしめ給へるなるへし

淳和天皇天長九年旱疫あり詔に因て大祓の神事を行ひ仁明天皇承和元年天下大に旱せしかば詔を下して雨を祈らしめ給へる時神職等か祝辭に曰く

天皇我大命遼以伊夜彦乃大神乃宇都乃御前爾惶美惶美母巾佐久今年水無月乃土佐幣裂底照座日爾美止志乃種物枯志奈佛蒼生毛心裏布禮小田爾卷溝毛樋毛徒成狀遼視志奇久靈岐

後醍醐天皇御饗酒式額勅納額縮面



以下署す
恩 賴 平 蒙 夫 里 桔 伏 須 御 年 乃 穀 美 津 葉 乃 緑 止 復 真 志 米 天 皇 我 大
御 代 平 常 磐 堅 磐 爾 護 給 亞 天 下 乃 蒼 生 平 惠 美 賜 止 雨 平 奉 祈 留
清和天皇貞觀三年八月三日從五位上彌彥神社に從四位下を贈り給ひ醍醐天皇延喜の式に名神大社とあり村上天皇天曆元年正一位の勅額を賜ひ後冷泉天皇永承四年神殿を改造し玉へり同帝の天喜の比より前に社領を奪はれて大に衰退を來せり文治五年源賴朝三千貫の地を寄附せられ武運長久の神事を行なひ且神事には武家の裝束を着くべき旨教書を附せられたり後醍醐天皇の御時正宮位大明神の勅額を納め玉へり今大床の上に掲くるもの即ち是なり。勅使は惣檢校坂上政盛と云しとそ同帝の元應元年勅して神殿を改め造らせらる其後文龜天文年

間の國亂に本殿末社文庫等兵燹にかゝり多くの什物を焼亡せり上杉謙信に至り其臣長毛小四郎と云者神殿造營の奉行として永錄年間より天正三年までに悉ごとく舊觀に復したり按するに文龜天文の間姦雄續起り三綱淪んて五常壞る今其の一斑を擧れば將軍足利義植嘗て敗績して周防の大内義興に依しか文龜元年兵を西國に起す四年四月香西又六其主細川政元を弑す五年大内義興將軍義植を奉し大舉して京師に入り將軍義澄江州に走る四月三好奇雲の兵禁闕の下を亂す七年二月將軍義植親から江東を攻む七月越後の長尾爲景其主上杉房能を弑して越後を領す大永元年六月細川高國兵を率ひ京に入足利義晴を立て將軍とす義植淡路に出奔す七年六月三好海雲京師を侵す天文五年叡山の僧徒京師を焚七年

北條氏康關東の管領兩上杉と戰ひ克つ同年武田晴信其父信虎を逐ふ八年三好の黨復た起り將軍義晴これを八瀬の里に避く十六年細川晴元兵をひきゐて京師に入十八年三好長慶兵を隨がへ京師に入二十年八月陶晴賢其主大内義隆を弑す二十一年八月三好義賢其主細川持隆を弑す二十二年三好長慶細川晴元と芥川に戰かひ將軍義輝丹波に遁る五月武田晴信信濃の守護小笠原長時を殺し信州を屠る天下の擾亂實に此の如し其他猛將奮躍勃起して各々爪牙を磨し虎視耽々互に呑噉を逞しくし年々戰争已時なし吾越は邊陬に在と雖も戰國の風習として武人の暴威を振ふまた知へし今や當時の事跡は詳かに史の徵すへきもの無と雖も幾多の城主館持相繆り相鬭くの動亂ありしこと知るへし惟に彌彦神社の如

きも暴人のために回祿の災はひを免かれざるは疑を容れさるなり

上杉景勝會津へ移封の後國內騷亂し神封の土地再び暴人に奮はれ大小の祭典舉行するに由なく社家の困難一方ならず成にけり之に依て春日山の城代堀秀治へ訴願せしかば古志郡和田村に於て高百石を宛行はる僅々なる草高百石のことなれば元と神職の者七十五戸在しも此時僅かに社人廿四戸使部一戸大工一戸掃部一戸のみそ残りける

按ふに神封の地再び武人の手に奪はれ堀氏に訴願せしと云事は全く堀氏に奪はれ僅かに百石を残されたるにあらずや是を魚沼郡敷川村なる魚沼神社傳記に徵するに曰く

文祿四年上杉氏國替と成堀左衛門督秀治高田在城の節大

に社領を減せらる其狀に

被出置知行之事

石米高合五百七石五斗七升貳合八勺ハ

吉土
川谷川
村村

此内

四百二石八升ハ

御神領

此内半納毎年急度御藏入可有之者也

七十石ハ

御藏入

此石毎年急度御藏入可有之者也

残而

三拾五石四斗九升二合八勺

御用捨ニ候

右之地所慥ニ相渡申但山野竹林川並ニ蠟漆桑楮苧萬小物成以下ハ別テ御料所ニ罷成候然ハ後百姓中ヘ非分被申懸

百姓中一人モ致逐電家數等モ於爲不足ハ知行所急度可被召上旨被仰出候御判形之儀者重テ可被遣者也仍如件

慶長二丁酉年極月十三日 河村彦左衛門判 山田喜右衛門判 窪田源右衛門判

上彌彦神主 藏田與三殿 參

同三年猶又知行減せらる其狀に
上彌彦爲神領高拾石相附申候以來マデ無相違可有知行候者也

慶長三年九月廿六日

堀監物 直正花押

上彌彦神主 藏田與三殿

是に由て之を觀れば當地の彌彦神地も削減せられしや疑を

容さる所なり堀氏の暴なる斯の如し宜なり神人俱に怒り堀氏の家久しからずして断絶せり思はざるへけんや
慶長十六年越後守忠輝の時幕府の臣大久保石見守巡檢使として來越の節二千年以來の勅願所衰微に及び神社荒涼終には大小の祭典廢絶せん事を歎き上杉家の臣山崎家小國家須田家より紹介あり幸に徳川家康公より彌彦村草高五百石の地を寄附せらる其高内三百石は神社祭奠資修繕資に宛て二百石は神職各家に祭る氏神の祭資を兼家祿として石高を配當し宮司は地頭を兼ね土地人民を管轄し彌彦驛傳馬の役を勤めたり
按ふに家康の敬神此の如し是則ち十四五代の盛を致す所以なり

據天孫本紀所作尾張氏系圖略掲

栗田寛所作

参考姓氏錄國造本紀者並朱書焉

但世數雖明而父兄不詳者雙系別之

姓氏錄姓壬部首條云火明孫天五百原命據此
天五百多底當是五百原之誤

天火明命

天香語山命天降名手栗彦命
亦云高倉下命

姓氏錄大炊刑部造條云

天忍人命

天忍男命

忍日女命

瀛津世襲命亦名葛木彦命
尾張連等祖

此命池心朝御世爲大連供奉

建額赤命

(朱葉)
七世孫

御殿宿禰

(朱葉)
色鳴宿禰丹比新家連丹比宿禰

世襲足姬命

亦名日置姬命腋上池心御宇
觀松彥香殖稻天皇立爲皇后

建筒草命

多治連津守連若倭部連葛木厨直祖

建斗米命

妙斗米命六人部連等祖

建田背命

神服連海部直丹波國造
但馬國造等祖

建宇那比命

建多乎利命笛吹連若犬養連等祖

宇那比姬命

建彌阿久良命高屋大分國造等祖

建麻利尼命

(朱葉)
姓氏錄石作連條云大世孫建真利根命
石作連桑內連山邊縣主等祖

建手和邇命身人部連等祖

宇那比姬命

建諸隅命

腋上池心朝御世爲大臣供奉

大海姬命

亦名葛木高名姬命瑞璣
朝御世立爲皇妃

倭得玉彥命

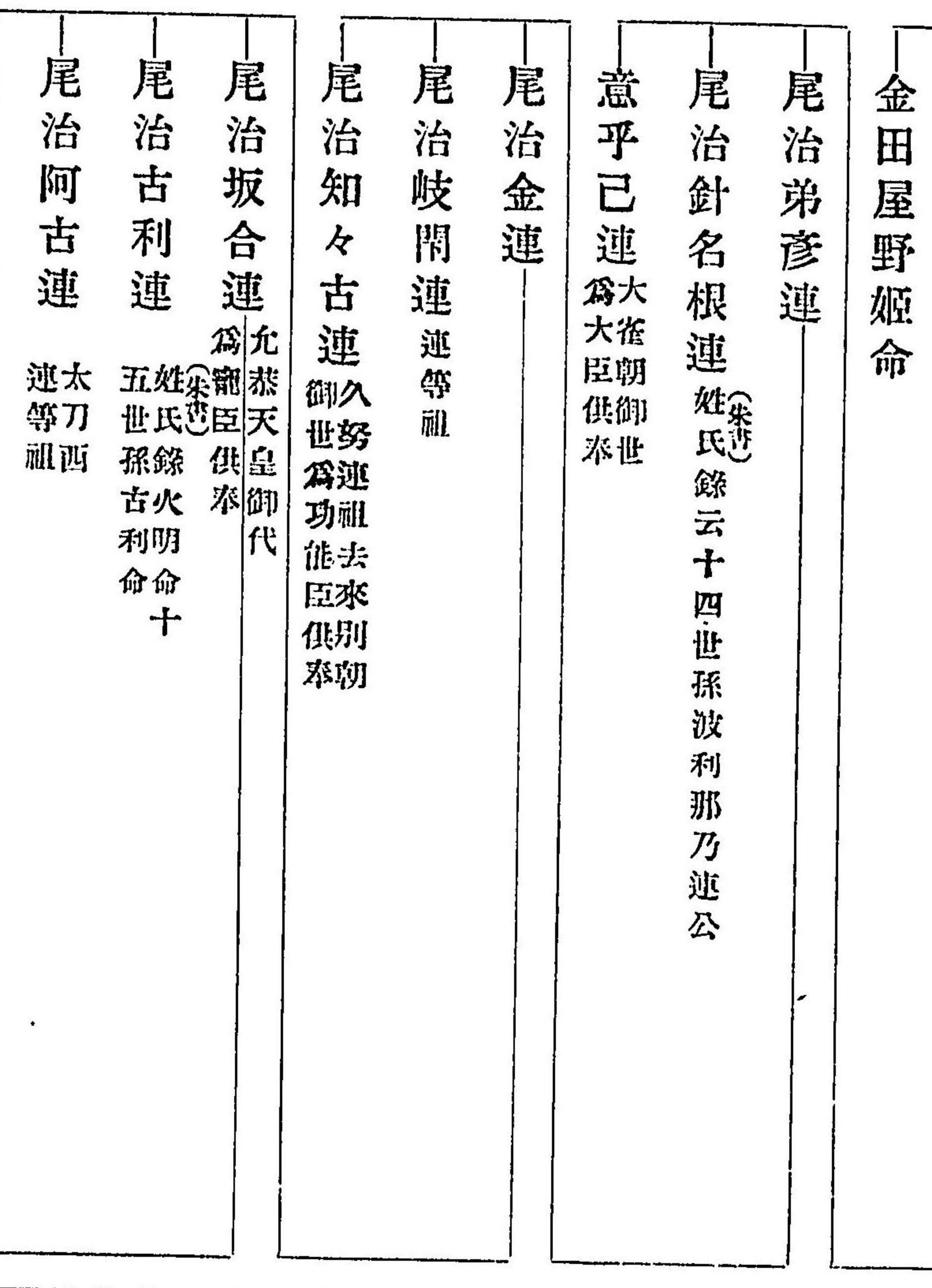
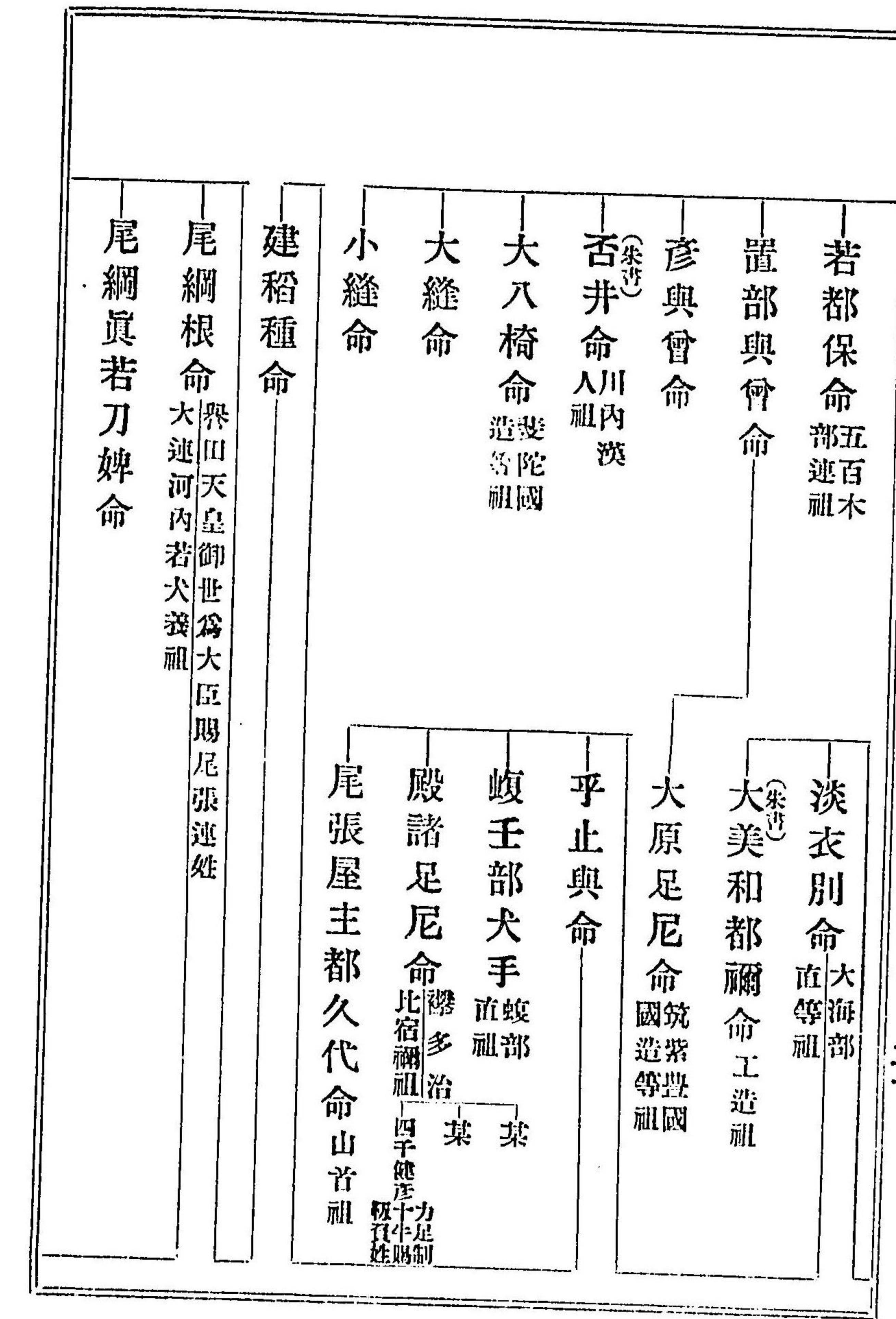
亦云市大稻日命

弟彥命

玉勝山代根古命

山代主水雀部連輕部造蘇宜
部造首等祖

(朱葉)
八世孫
通倍足
坂合部裕禰
祖益倭得玉
彦命之兄或
弟
八世孫
大御足尼
津守連等



尾治中天連
尾治多多村連
尾治佐迷連
尾治弟鹿連日村尾治連等祖
尾治多與志連大海部直等祖
尾治乙訓與止連
尾治栗原連
尾治間古連
尾治枚夫連紀伊尾治連等祖

尾治兄日女連朱背
吳足尼榎室連祖朱背

屋主足尼刑部首祖

謹て按ふに彌彦大神の裔の盛大なる何そ某々祖となり給へる者の多き天孫中たゞひ少なき勳功を立給ひしにより

また類少なき裔の盛大なるを致せしや昭として見るへし本書の内天忍人命また天忍男命同名の命ニ桂を掲く乎止與命あり彌彦神社記には天忍男は天忍人の別名とし乎止與を手古代に作る神社記の方正しきものと思はる

明治二十六年十月十八日印刷

(非賣品)

全 年 全 月 二 十 一 日 發 行

新潟縣越後國南蒲原郡本城村字
四日町五十九番月

發行者 松田秀次郎

東京市牛込區市ヶ谷加賀町
一丁目廿三番地(電話十九番)

印刷者 根岸高光

印刷所 秀英舎工場

東京市牛込區市ヶ谷加賀町
一丁目十二番地(電話十九番)



